

平成25年度 事業計画書

社会福祉法人鳥取県共同募金会

平成25年度事業計画

社会福祉法人鳥取県共同募金会

1 事業運営の方針

共同募金運動は、多くの県民の理解と協力により地域福祉の推進をはじめ、民間福祉活動を支援する民間資金として今年度で66周年を迎える。

募金額が年々低下している中、自分たちの住む地域の福祉を自らつくり運営していくという市民の意識と活動を育てていくことが、今後の共同募金の使命ととらえ、全国的に「地域をつくる市民を応援する共同募金」への転換に向けて、改革が進められているところである。

本県においても、平成22年7月の「共同募金改革検討委員会」による提言書「鳥取県の共同募金の新たなあり方をめざして」の具体化に向けて市町村支会・共同募金委員会の事務局長を構成員とする「改革推進実行委員会」において議論し、理事会の承認を経て、推進方策を進めてきたところである。

今年度は、市町村組織が地域住民にとってより身近な組織となるため、全市町村が共同募金委員会に移行することとなっており、従来からの課題なども踏まえ、県民の理解と信頼が得られるよう運動を展開するため、次の事業を推進する。

2 役員会等の開催

理事会	3回
評議員会	3回
監事会	1回
配分委員会	4回

3 運動の実施計画

「共同募金運動要綱」「共同募金助成方針」を基調として、「鳥取県共同募金会助成要綱」「鳥取県共同募金会助成基準」、さらに各共同募金委員会が策定する「市町村共同募金委員会助成実施要綱」により、本県における「地域をつくる市民を応援する」共同募金運動を展開する。

また、中央共同募金会が主唱する全国共通助成テーマ「地域から孤立をなくそう～みんなが社会の一員として包み支え合うしくみづくり～」の推進を図り、現在、課題となっている社会的孤立の解消に向けた募金活動への展開につなげる。

さらに、運動に対する理解が得られる広報に努めるとともに、寄付者の自発的な意思を尊重した戸別募金を基本としつつ、地域課題や社会課題の解決のため、運動期間拡大を活用した募金増額を図るための新たな募金手法の拡大を活用した募金実施を検討する。

4 運動推進体制の育成、強化

共同募金運動を円滑に実施するため、市町村共同募金委員会、募金ボランティアに対して支援を行い運動推進体制の充実を図る。

(1) 市町村共同募金委員会との連携強化

- ① 改革推進実行委員会の開催（年2回程度）
移行後の取組み課題及びその他の推進方策について議論する
- ② 共同募金委員会担当者会議の開催（年2回）
- ③ 中央共同募金会情報誌「赤い羽根」の配布
- ④ 諸行事に対する協力・援助及び資料・情報の提供
- ⑤ 運動資材の提供
運動推進に必要な募金・広報資材を作成または調達し、効果的な推進を図る。

(2) 募金ボランティア

- ① 「募金ボランティア手引き」の作成
共同募金運動の趣旨、運営、組織、使いみち等について、要点をわかりやすくまとめた手引きを作成し、募金活動にあたる募金ボランティアに配布することで、適正な運動実施に努める。
- ② 奉仕者見舞金制度の活用
奉仕活動に伴う共同募金委員会役職員、奉仕者の事故に対し、中央共同募金会の「奉仕者事故見舞金制度」を活用する。

(3) 企業との連携強化

通常法人募金・職域募金の協力依頼に加えて、タイアップ商品の開発や「鳥取県共同募金会支援自動販売機」の設置などの協力方法についても提示していく。

また、新たな寄付者の開拓のため、新規の寄付金付商品を検討・開発し、募金額の増強を図る。

5 災害等準備金及び災害たすけあい運動の実施

社会福祉法に規定された大規模災害の発生等に対応する準備金を法令で定められた範囲内で積立てを行い、これに該当する大規模災害が発生した場合は、この準備金の有効活用を図る。

また、大規模災害の発生時には、関係機関と連携し義援金募集を行う他、県外の災害に対しては、全国的運動に呼応して災害たすけあい運動（義援金の取り次ぎ協力等）を実施する。

- ・東日本大震災義援金（平成26年3月31日まで募集）

6 災害見舞及び緊急助成事業

火災その他の災害を受けた世帯に対して贈る災害見舞金は、共同募金委員会の業務として位置づけ、共同募金委員会を通じて贈る。

緊急に援護を要する事態が生じた場合、被災者・施設等に助成する緊急助成準備金の運営を行う。

7 全国協調並びに連絡調整

中央共同募金会、各県共同募金会及び中国ブロック共同募金会との緊密な連携のもとに、全国協調の推進及び事業効果並びに資質の向上を図るため、各種会議への役職員の派遣や調査研究への協力を行う。

また、鳥取県社会福祉協議会等、関係機関との連携を強化する。

8 調査研究の実施

運動内容の統計化と現状分析に努め、募金及び助成の改善向上に努める。

- ① 運動の実施状況について実態の分析を行い、運動推進の企画、立案に資する。
- ② 各県の資料及び情報を収集、分析する。

9 顕彰事業

- ① 共同募金運動功労者・団体、高額寄付者等に対する表彰、感謝
- ② 中央顕彰候補者の推薦
- ③ 褒章条例に基づく寄付者に対する紺綬褒章の申請
(個人500万円以上、団体1,000万円以上)

10 その他

(1) 民間資金助成事業への協力

- ① 中央競馬馬主社会福祉財団助成要望事業の調査、推薦の他、被助成法人に対して必要な指導及び助言を行う。
- ② 車両競技公益資金記念財団助成要望事業の調査、推薦の他、被助成法人に対して必要な指導及び助言を行う。

(2) 共同募金以外の寄付金の取扱い

共同募金以外の寄付金（共同募金期間外に受け入れる寄付金及び寄付者が用途等を指定する寄付金）の受入と助成を行う。受入にあたっては行政機関、中央共同募金会と協力し、厳正な審査を行う。